

堺市北区地域子どもの居場所づくり支援事業補助金変更交付決定通知書

第 号  
年 月 日

申請者

様

堺市長

印

年 月 日付で変更交付申請のあった補助金については、次のとおり交付することに決定したので、通知します。

補助年度	年度
当初交付決定額	円
変更交付決定額	円
交付予定時期	年 月 ※ ただし、交付の時期は事業実施時期の変更その他の事情により変更することがある。

- 1 補助条件は、次のとおりとする。
  - (1) 補助金は、その目的以外に使用しないこと。
  - (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更(市長が定める軽微な変更を除く。)し、又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
  - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
  - (4) 予期せぬ事態(感染症、災害など)が起こった場合は、本市の対応状況・方針に準じるとともに、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
  - (5) 補助事業者の規約等に変更があった場合又は役員に変更があった場合は、速やかにその旨を書面により市長に届け出ること。
  - (6) 堺市北区地域子どもの居場所づくり支援事業補助金交付要綱の規定に従うこと。
  - (7) 別に定める様式により堺市北区地域子どもの居場所づくり支援事業補助金実績報告書を補助事業が完了した日から起算して20日以内に市長に提出すること。
  - (8) 補助金の交付の決定の内容又はそれに付した条件に違反し、若しくは法令又はそれに基づく市長の処分に違反したときは、補助金の全部又は一部を返還しなければならないこと。
- 2 補助金の変更申請をしようとするときは、堺市北区地域子どもの居場所づくり支援事業補助金変更交付申請書に本書の写しを添付すること。
- 3 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、堺市北区地域子どもの居場所づくり支援事業中止(廃止)届に本書の写しを添付すること。